

米沢有為会 #文化大学 第38回 (平成6年度第3回)  
令和7年2月23日(日)

# 法曹との出会いとその後の歩み

— 刑事裁判官として考えていたこと —

**鈴木 浩 美**

(弁護士、元裁判官、米沢有為会理事)

## 講師プロフィール

1952年長井市生まれ。米沢興讓館高校卒業。  
明治大学法学部卒業。1977年司法試験合格。  
1980年裁判官任官。東京地裁を振り出しに、  
那覇地裁、釧路地裁帯広支部判事補、  
最高裁書記官研修所教官、  
福岡地裁判事、青森地裁部総括、福岡高裁判事、  
大分地裁、福岡地裁及び熊本地裁で各部総括、  
福岡地家裁小倉支部長、佐賀地家裁所長、  
福岡高裁部総括で判事定年。  
その後、小倉簡裁、福岡簡裁(司法行政事務掌理者)で簡裁判事定年。  
2023年弁護士登録～現在 2024年7月 米沢有為会理事



2

## 1 我妻榮先生の講演

■化学肥料……都会の学生

■有機肥料……田舎の学生

→即効性には欠けるが、  
日本の社会を良くして  
いくためには  
有機肥料は絶対に必要



我妻先生の講演を聴いた  
高校時代

自治会委員長に選出されて高校新聞  
『興讓』1969年7月19日号に抱負を  
寄稿した際の顔写真から

3

## 2 同級生からの刺激

- 1年生なのに六法全書を持っていた
- 志望を英文科から法学部に変更→弁護士を  
目指すことにした

## 3 不完全燃焼の大学受験

- 志望校→国立大学から私立大学へ  
受験勉強に取り組む能力の不足

4



## 4 東京興譲館寮への入寮

- 募集12名に対し30数名が面接に
- 同学年の法学部生は、一橋、中央、早稲田、日大（法職課程）、明治の5人のうち、4名は司法試験を受けると言っていた
- 同学年生からの刺激、初めての都会生活からのストレスがない

5

## 5 3年時に卒寮するかの問題

- 二人部屋、寮役員の仕事



(4年間暮らした東京興譲館寮)

## 6 寮生からの激励

- 寮役員を終了してからは受験生活に没頭
- ストレス解消に付き合ってもらう

6

## 7 司法試験の受験

- 研究室の先輩弁護士の言葉 → 量から質への転化
- 「勉強することができる」も能力の一つ

◇ 司法試験 ◇ 50年前と今

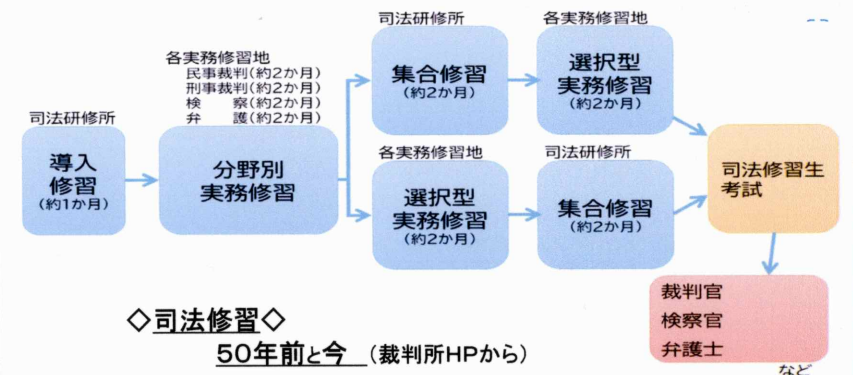
(文部科学省HPから) 法曹養成制度の全体像



7

## 8 合格したときに贈られた言葉

- 「天狗になるな！一人前の社会人たれ！」



◇ 司法修習 ◇

50年前と今 (裁判所HPから)

8



## 9 志望の変更

■ 弁護士から裁判官へ

■ 弁護士、検察官、裁判官、  
それぞれに魅力

正義の女神像（最高裁判所 大ホール内）

ギリシャ神話に出てくる法の女神テミスに由来するものであるといわれ、  
右手には正邪【せいじゃ】を断ずる剣を掲げ、  
左手には衡平【こうへい】を表す秤【はかり】を持つ  
(裁判所HPから)



9

## 10 裁判官の仕事のやり方

(未特例判事補の頃)

法服  
(裁判官の制服)



■ 合議事件の主任（原則）

■ 自分の意見を述べる  
ことが職責

- ・裁判官は、法廷において、制服を着用
- ・制服は、黒色羽二重の地質  
(制式は左図)  
裁判官の制服に関する規則  
(昭和24年最高裁判所規則第9号。  
平成4年改正)

(国立国会図書館デジタルコレクションから)

10

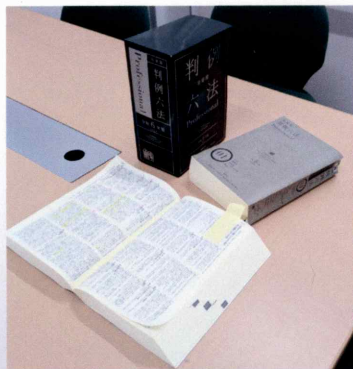
## 11 新任の頃の東京地裁の民事通常部

■ 合議事件

……100件

■ 単独事件

……2人で500件

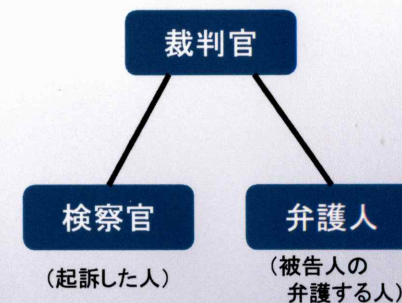


11

## 12 刑事裁判の目的

- ① 有罪かどうか
- ② 仮に有罪だとすれば、  
どのような刑が適切か
- ③ 仮に有罪だとすれば、  
・ その人が再度犯罪を  
犯さないようにするため  
には、どうすべきか  
・ → 「考える法廷」  
・ → 実行できるか

(有罪かどうかを判断する人)



12



## 13 裁判員制度の導入

2009(平成21)年5月21日から

戦後日本の裁判制度 = 公開の原則

日本国憲法第82条 裁判の対審及び判決は、公開法廷で行ふ。  
※ただし、第2項に例外で非公開の場合(公の秩序又は善良な風俗を害する)もある



裁判員制度シンボルマーク (最高裁判所HPから)

公開の原則に立ち、さらに—

■コペルニクス的転回

■裁判官だけの合議制から  
裁判員を加えた合議制へ

13

## ■裁判員制度の意味

①一般の国民の人の  
感覚が反映される

②裁判がどんなものかを  
知ってもらう

③裁判官がどんな人か知ってもらう

→判断に厚みが出る、深みが増す

→裁判官としては「人間としての総合力」が試される。

→裁判員としての経験から、犯罪を防止するために、  
地域のことを考える、家庭のことを考える、  
学校のことを考える等など



14

## 14 裁判所という職場の 管理職として考えていたこと

■「元気で、明るく、楽しく仕事をする」

15

## 15 現在考えていること

■→教育の重要性→育ち、育てる

■→日本には、原油や鉱物などの天然資源があまりない

■→人間こそが資源

■→学習する機会の平等の重要性

## 結 び

ご清聴ありがとうございました

16